

(第10号様式)

三木町公告第39号

三木町農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する。

併せて、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び意見書に対する処理結果を次のとおり公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第2項の規定により、次により縦覧に供する。

令和7年10月16日

三木町長 伊藤 良春

1 農業振興地域整備計画の縦覧場所

三木町役場農林課

三木町大字氷上310番地

2 変更年月日

令和7年10月16日（注）

（注）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第8条第4項の規定に基づく協議に県が同意し、市町が整備計画を変更するとした日を記載するものとする。

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の要旨及び処理結果
別紙のとおり

(別紙)

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び処理結果について

1 意見書の提出期間：令和7年9月17日～令和7年10月1日

〔※意見書を受けて、再度、変更案の公告縦覧を行った場合〕

第1回目： 年 月 日 ～ 年 月 日

第2回目： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 意見書の要旨及び処理結果

意見書の要旨	提出数	処理結果

※処理結果記載例

- A 対応(反映)済み：農業振興地域整備計画案に既に記載済みのもの
- B 対応(反映)する：文書の修正、記述の追加など農業振興地域整備計画に反映させたもの
- C 事業対応(検討)：今後の農業振興施策を展開する中で検討するもの
- D 対応(反映)困難：諸般の事情により対応が困難なもの
- E その他の：情報提供、感想、質問、今回の件に関係のないもの